

令和 2 年 5 月 8 日

小・中学校保護者 様

泉大津市教育委員会
教育長 竹内 悟

市立小・中学校における臨時休校期間中の対応について

平素は本市学校教育にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記につきまして、5月5日に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における決定を踏まえ、大阪府教育委員会より市町村教育委員会に対して臨時休校の延長と臨時休校期間中における登校日の設定について要請がございました。

本市においても児童生徒の感染予防の観点及び長期にわたる休校期間中における児童生徒の心身の状況を確認し、適切な支援を行うため、全小・中学校において臨時休校期間の延長及び臨時休校期間中の登校日を設定することを下記のとおり決定いたしました。

引き続きご家庭にご協力をお願いすることとなりますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

【 臨時休校期間の延長について 】

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、以下のとおり臨時休校期間を延長します。

臨時休校延長期間：令和2年5月11日（月）～令和2年5月31日（日）

【 登校日の設定について 】

臨時休校期間が長期化するなか、学校において児童生徒の心身の健康状態及び学習の進捗状況について確認させていただき、さらなる支援策を講じるため、以下の日程において登校日を段階的に設定し実施いたします。

① 5月11日～5月15日の週 ⇒ 週1日

② 5月18日～5月22日の週 ⇒ 週2日

③ 5月25日～5月29日の週 ⇒ 未定（5月18日に決定）

* 詳細な日程は各校よりお知らせいたします。

【 登校等における留意点 】

①登校する際はマスク等を着用させるようお願いいたします。

②登校前に自宅で検温し、咳や発熱等、風邪の症状のある場合は無理に登校させず、自宅で休養するようお願いいたします。

* 「けんこうかんさつカード」等の提出をお願いいたします。

* 保護者や同居の家族等におかれても発熱等の症状がある場合は登校を控えてください。

③登校後に児童生徒等に発熱等の症状が確認された場合は、保護者に連絡しますのでお迎えをお願いいたします。

④登校については保護者の任意です。

発熱等の症状がなくても、新型コロナウイルスへの感染の不安がある場合は登校を控えていただいて結構です。
(欠席にはなりません)

⑤仲よし学級(学童保育)については、別記(市ホームページ)にてご確認ください。

【保護者及び児童生徒に症状が出た場合について】

保護者(同居の家族)・児童生徒に次の症状が出た場合は新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)に連絡するとともに、児童生徒は登校させず自宅待機をお願いします。

《症状》

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日間程度(高齢者・妊婦・基礎疾患がある方は2日程度)続いている。
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある。

《新型コロナ受診センター》

電話：06-7166-9911 (土日祝を含む終日)

市内在住者より感染者が多数確認された場合、臨時休校措置期間及び臨時休校措置期間中の対応(学童保育も含む)について、随時変更・見直しを行います。